

契 約 書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下甲という）と株式会社日本旅行（以下乙という）とは、甲の事業に関して乙を指定旅行業者とすること、および乙が甲に対して協賛することについて次の通り契約を締結する。

- 第1条 乙は甲の活動に対する協賛として以下の金品の提供を行う。
- ①甲の主催する大会の出場選手へのゼッケン/ナンバーカードの提供
 - ②甲が主催する大会において発行する印刷物に対する広告協賛
(各大会の定めによる)
 - ③甲が海外の大会へ派遣する選手へのユニフォームの提供
 - ④その他甲・乙の協議により定めたもの
- 2 前項における協賛金品の総額は年間50万円を超えないものとする。
- 第2条 甲は乙を指定旅行業者とし、事業を行うにあたり、原則として下記の項目について乙に手配を依頼するものとする。
- ①甲の主催する大会に伴う選手・役員の宿泊・交通・食事に関わる手配
 - ②甲の選手・役員などの海外派遣に伴う交通および宿泊などの手配
 - ③甲の選手・役員などの国内出張関係に伴う交通および宿泊などの手配
- 第3条 甲は乙の協賛に対し、下記に定める便宜を図る。
- ①提供するゼッケンへの乙の社名等の表示
 - ②甲の主催する大会での乙の社名等が表示された場内横断幕の掲示
 - ③乙を指定旅行業者とすることの甲の所属員への周知および告知
- 第4条 乙が甲の活動について取り扱う人員が年間1,000名を下回った場合、甲乙協議の上、前1条に定める協賛内容の変更を行う。
- 2 前項の定め以外において甲または乙が協賛内容について変更を希望するときは、変更を希望する年度の前年12月末日までに書面にて相手方に通知するものとし、甲・乙協議の上合意することにより、協賛内容の変更が出来るものとする。なお、甲・乙合意に至らない場合は本契約を引き続き有効とする。
- 3 前2項の定めにより本契約を変更する際は、付属書面を作成することにより変更の証とする。

第5条 本契約は2013年4月1日から満2年間を有効とし、契約満了の6ヶ月前までに甲・乙いずれも次年度以降解約の通知のない場合には、引き続き次年度以降も契約を継続するものとし、契約年数については新たな契約書を締結することにより定めるものとする。

2 前項により新たに契約書が作成されるまでは、契約期間満了後も引き続き、本契約書を有効とする。

第6条 甲が自己の都合により、本契約の満了を待たず解約をする場合、乙に対し前年度の協賛金額の返還をしなければならない。

第7条 乙が自己の都合により、本契約の満了を待たず解約をする場合、甲に対し翌年分の協賛金品の提供を保証するものとする。

第8条 本契約に定めのない事項、または本契約内容の変更については甲・乙間においてその都度、紳士的に協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙の署名（記名）・捺印の上、各1通を保有する。

2012年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名